

## 第2 事業の状況

### 1. 業績等の概要

#### (1) 公害健康被害補償予防業務勘定

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
勘定科目	平成21年度	平成22年度	勘定科目	平成21年度	平成22年度
経常費用	51,771	50,285	経常収益	51,174	50,086
公害健康被害補償業務費	50,377	48,986	運営費交付金収益	360	338
公害健康被害予防業務費	1,195	1,106	賦課金収益	39,543	38,786
一般管理費	199	193	補助金等収益	10,077	9,853
雑損	0	0	資産見返戻入	21	22
臨時損失	0	—	貸倒引当金戻入	—	7
固定資産除却損	0	—	財務収益	1,152	1,060
当期総利益	52	54	雑益	20	20
			臨時利益	614	222
			資産見返補助金戻入	0	—
			納付財源引当金戻入	614	222
			前中期目標期間繰越積立金取崩額	35	31
合計	51,823	50,339	合計	51,823	50,339

平成22年度は、当期総利益が54百万円となっています。その主な要因は、収入見合い事業に係る支出が予定を下回ったことなどによるものです。

#### (2) 石綿健康被害救済業務勘定

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
勘定科目	平成21年度	平成22年度	勘定科目	平成21年度	平成22年度
経常費用	5,518	3,569	経常収益	5,518	3,569
石綿健康被害救済業務費	5,348	3,391	石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,660	2,836
受託業務費	0	3	政府受託収入	0	3
一般管理費	169	175	補助金等収益	837	697
			資産見返戻入	20	33
			雑益	0	0
合計	5,518	3,569	合計	5,518	3,569

平成22年度は、経常費用と経常収益が同額であり、損益は発生していません。

### (3) 基金勘定

#### ○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
勘定科目	平成21年度	平成22年度	勘定科目	平成21年度	平成22年度
経常費用	2,155	2,463	経常収益	2,155	2,463
地球環境基金業務費	735	673	運営費交付金収益	637	558
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理 基金業務費	1,236	1,580	ポリ塩化ビフェニル廃棄物 処理基金預り金取崩益	1,197	1,544
維持管理積立金業務費	125	157	維持管理積立金 運用収益	105	136
一般管理費	61	52	資産見返戻入	6	6
			財務収益	210	219
当期総利益	—	—	雑益	0	0
合計	2,155	2,463	合計	2,155	2,463

平成22年度は、経常費用と経常収益が同額であり、損益は発生していません。

### (4) 承継勘定

#### ○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
勘定科目	平成21年度	平成22年度	勘定科目	平成21年度	平成22年度
経常費用	13,811	12,904	経常収益	15,446	14,447
建設譲渡業務費	10,461	10,278	運営費交付金収益	556	518
一般管理費	1,679	1,421	事業資産譲渡高	10,465	10,281
財務費用	1,672	1,204	財源措置予定額収益	1,525	—
雑損	—	2	資産見返戻入	8	7
			貸倒引当金戻入	—	803
臨時損失	1	—	財務収益	2,789	2,565
固定資産除却損	1	—	雑益	105	273
当期総利益	1,635	1,543	臨時利益	1	—
			資産見返戻入	1	—
合計	15,447	14,447	合計	15,447	14,447

平成22年度は、当期総利益が1,543百万円となっています。主な要因は割賦譲渡利息及び貸付金利が支払利息を上回ったこと等によるものです。

(参考) 業績等の概要：以下は、過去通算5事業年度までの当機構の各勘定に関して記載しています。

### (1) 公害健康被害補償予防業務勘定

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部				収益の部			
勘定科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	勘定科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常費用	59,674	57,458	60,246	経常収益	59,435	57,455	59,929
公害健康被害補償業務費	57,912	55,795	52,594	運営費交付金収益	466	512	631
公害健康被害予防業務費	1,303	1,267	7,281	賦課金収益	45,991	44,717	41,623
受託業務費	74	—	—	政府受託収入	74	—	—
一般管理費	385	396	371	補助金等収益	11,400	10,780	10,377
臨時損失	9	8	—	公害健康被害予防基金取崩益	—	—	6,000
固定資産除却損	9	8	—	資産見返戻入	13	16	19
当期総利益	66	46	328	財務収益	1,462	1,406	1,255
				雑益	28	23	23
				臨時利益	314	56	645
				納付財源引当金戻入	314	55	566
				資産見返補助金戻入	—	1	80
合計	59,749	57,512	60,574	合計	59,749	57,512	60,574

### (2) 石綿健康被害救済業務勘定

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部				収益の部			
勘定科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	勘定科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常費用	6,377	3,539	4,588	経常収益	6,377	3,539	4,588
石綿健康被害救済業務費	6,283	3,454	4,492	石綿健康被害救済基金預り金取崩益	6,277	2,695	3,654
受託業務費	—	9	9	政府受託収入	—	9	9
一般管理費	94	75	87	補助金等収益	97	816	905
				資産見返戻入	3	19	20
合計	6,377	3,539	4,588	合計	6,377	3,539	4,588

### (3) 基金勘定

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

勘定科目	費用の部			勘定科目	収益の部		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常費用	960	1,324	1,936	経常収益	960	1,324	2,611
地球環境基金業務費	817	886	979	運営費交付金収益	723	799	1,575
ポリ塩化ビフェニル廃棄物 処理基金業務費	103	387	785	ポリ塩化ビフェニル廃棄物 処理基金預り金取崩益	46	329	727
維持管理積立金 業務費	13	16	128	維持管理積立金運用収 益	0	0	114
一般管理費	26	34	43	資産見返戻入	1	1	2
臨時損失	—	2	—	財務収益	189	194	186
固定資産除却損	—	2	—	雑益	0	0	7
当期総利益	0	0	675	臨時利益	—	2	—
				資産見返戻入	—	2	—
合計	960	1,326	2,611	合計	960	1,326	2,611

### (4) 承継勘定

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

勘定科目	費用の部			勘定科目	収益の部		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度
経常費用	21,935	17,682	15,796	経常収益	23,290	19,506	19,898
建設譲渡業務費	14,506	13,599	12,718	運営費交付金収益	634	616	2,708
一般管理費	3,258	971	803	事業資産譲渡高	13,755	13,602	12,721
財務費用	4,171	3,113	2,258	財源措置予定額収益	—	251	227
雑損	—	—	18	資産見返戻入	751	3	8
臨時損失	—	8	—	貸倒引当金戻入	2,827	496	503
固定資産除却損	—	8	—	財務収益	4,810	4,294	3,523
当期総利益	1,355	1,824	4,102	雑益	513	244	207
				臨時利益	—	8	—
				資産見返戻入	—	8	—
合計	23,290	19,514	19,898	合計	23,290	19,514	19,898

## **2. 対処すべき課題**

我が国の環境問題は、20 世紀後半における深刻な大気汚染や水質汚濁などの公害問題から、現在では人類の存続の脅威となる地球温暖化問題が地球的規模で取り組んでいかなければならない最大の課題となっています。また、有害化学物質や廃棄物・リサイクルの問題も地域や世代を超えた問題となっています。

これらの環境問題の解決のためには、私たちのライフスタイルや事業活動のあり方を根本から見直し、社会のあり方そのものを持続可能なものへと変革していくことが必要となっています。

当機構は、事業に関連した住民や事業者、NGOを始めとする関係団体のニーズに対応した事業を推進していくとともに、平成 18 年 3 月から、新たに中皮腫などの石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた方々の迅速な救済を図るため、医療費の給付などを行う業務を担うこととなりました。

当機構は、これらの取組を通して、良好な環境の創出とともに環境の保全を図り、現在から未来へと続く健康で文化的な生活が確保できるよう環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たし、人類の福祉に貢献できるよう努力してまいります。

### **(1) 当機構の目的・使命への対応**

当機構は、我が国のみならず、地球的規模で解決していかなければならない環境問題の一端を業務として推進していく「独立行政法人」として設立され、環境分野の政策実施機関としての役割を担っています。このため、当機構は「独立行政法人制度」下で、組織の使命を全うするため、中期計画に基づき一層の業務の効率化やサービスの向上に努めてまいります。

### **(2) 安定的な事業運営のためのリスク管理の徹底**

将来にわたって、安定的な事業運営を継続していくためには、経営の合理化・効率化を進めるとともに、事業に伴う金利リスク、貸倒れリスク等に対応して適切なリスク管理を実施していく必要があると考えます。このため、当機構としてリスク管理方針の策定、ALMシステムの構築などリスク管理体制の充実に努めていきたいと考えています。

### **(3) 透明性を確保するための情報公開の推進**

当機構の業務運営や財務内容については、透明性を確保し国民の皆様への説明責任を果たすためにも、広く情報を公開することが求められております。平成 14 年度に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）の趣旨を踏まえつつ、今後とも積極的に情報公開に取り組み、当機構の業務や取り組みに対する国民の皆様の幅広い理解と支持を得られるよう努めてまいります。

### **3. 事業等のリスク**

#### **(1) 日本政府との関係について**

当機構の業務は、15 ページの「第二部 発行者情報 第1 発行者の概況 3. 事業の内容 (4) 日本政府との関係について」のとおり、主務大臣及び評価委員会等による評価によって、業務の内容及び継続性等に影響を受ける可能性があります。

#### **(2) 当機構における金利リスク等について**

当機構の承継勘定における建設譲渡事業及び貸付事業により現存する債権（償還条件：概ね 20 年）は、調達期間（財政融資資金借入金：15 年）が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しています。これらの金利リスクは、当機構が負っています。

また、当該事業等は、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがあります。平成 10 年 3 月以前の財政融資資金借入金は繰上償還が認められていないことから再運用リスクが発生することとなり、当該リスクは当機構が負っています。なお、平成 11 年 4 月以降の建設譲渡事業については、建設譲渡の対象先を選別し、割賦譲渡時の金利設定について、旧事業団においても調達した財政融資資金の借入条件金利に「リスク回避分」として上乗せして、金利適用するなど当該リスクの軽減を図る措置を講じて参りました。

このように金利変動により損益に影響を受ける可能性がありますが、デュレーション等の金利リスク測定を活用し、リスク管理体制の充実に努めています。

#### **(3) 貸倒れリスク等について**

当機構の承継勘定において、建設譲渡事業に係る譲渡先及び貸付事業に係る貸付先の信用状態の悪化等により、債権回収が不可能又は困難になり損失を被るリスクがありますが、競売等の法的手段の推進や民間機関等への回収委託等により、不良債権の適切な処理及び回収強化に努めて参る所存です。（割賦譲渡元金残高及び貸付金残高につきましては、22 ページ、リスク管理債権残高につきましては、42 ページをご参照ください。）

具体的な対処法として、平成 14 年 12 月に主務官庁である環境省とともに処理方針を策定しています（詳細につきましては、264 ページの「環境事業団・独立行政法人における債権・債務処理方針」をご参照ください。）

更にこれらを受け、平成 16 年 3 月に「独立行政法人環境再生保全機構 中期計画」を策定し、貸倒引当金相当額等について、予算の定めるところにより補助金が交付されることを見込んでいます。これらの方針については、平成 21 年 3 月に策定の「同 第二期中期計画」に反映されております（詳細につきましては、277 ページをご参照ください。）

## リスク管理債権について

承継勘定の建設譲渡事業及び貸付事業の債権については、銀行法の適用は受けていませんが民間金融機関における開示基準に準じて債権分類を行い、破綻先債権額等を開示していくこととしています。

なお、当該リスク管理債権は、差し入れられた担保等からの回収見込額を控除する前の金額であり、開示したすべてが回収不能となるものではありません。

平成 21 年度及び平成 22 年度におけるリスク管理債権の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分		平成 21 年度	平成 22 年度
破綻先債権額	(A)	547	714
うち 6 ヶ月以上延滞債権額	(B)	547	625
延滞債権額	(C)	11,702	10,905
3 ヶ月以上延滞債権額	(D)	62	36
貸出条件緩和債権額	(E)	15,840	12,466
合計 (F) = (A) + (C) + (D) + (E)		28,152	24,121
総貸出残高	(G)	104,703	89,823
比率 (F) / (G) × 100		26.89	26.85

- (注) 1. 破綻先債権額 (A) は、会社更生開始、破産、整理及び手形交換所で取引停止処分を受けた債務者等に対する貸付金及び割賦譲渡元金の残高です。
2. うち 6 ヶ月以上経過延滞債権額 (B) は、破綻先債権額のうち弁済期限を 6 ヶ月以上経過して延滞となっている貸付金及び割賦譲渡元金の残高です。
3. 延滞債権額 (C) は、弁済期限を 6 ヶ月以上経過して延滞となっている貸付金及び割賦譲渡元金の残高です。なお、本表のリスク管理債権には該当しませんが、弁済期限を過ぎて延滞期間が 3 ヶ月未満の債権の残高は平成 22 年度末において 17 億円です。
4. 3 ヶ月以上延滞債権額 (D) は、弁済期限を 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満経過して延滞となっている貸付金及び割賦譲渡元金の残高です。
5. 貸出条件緩和債権額 (E) は、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として元本返済を猶予した貸付金及び割賦譲渡元金などの残高を計上しています。
6. 割賦譲渡元金のうち、債務者が事業協同組合の場合の延滞債権額等には、債務の実質的負担者である組合員企業の一部が延滞等しても事業協同組合に対する債権残高の全額が計上されており、正常償還をしている組合員企業の償還期日未到来の債権が含まれています。
7. 金額は百万円未満を四捨五入しているため合計において一致しない場合があります。

当該リスク管理債権については、競売等の法的手段の推進や民間機関等への回収委託により、不良債権の適切な処理及び回収強化に努めております。

具体的な対処法として、平成 14 年 12 月に主務官庁である環境省とともに処理方針を策定し、平成 16 年 3 月に「独立行政法人環境再生保全機構 中期計画」を策定しました。

これらの方針については、平成 21 年 3 月に策定の「同 第二期中期計画」に反映されております。

#### 4. 経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

#### 5. 調査研究活動

##### (1) 公害健康被害予防事業

大気汚染による健康被害の予防に関する事業（公害健康被害予防事業）において、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための環境保健に関する調査研究と局地的な大気汚染地域の大気の改善に関する調査研究を行っています。

##### (2) 石綿健康被害救済事業

平成 22 年度における調査研究活動は、以下のとおりです。

（環境省請負）

- ①被認定者に関するばく露状況の解析調査業務
- ②石綿肺の診断等に関する支援事業

（機構実施）

- ③被認定者に関するばく露状況調査業務
- ④石綿小体計測精度管理事業
- ⑤石綿繊維計測機関育成事業

##### (3) 特許権

平成 23 年 3 月 31 日までに取得した、又は出願中の特許権の件数は以下のとおりです。

区分	取得済	出願中
特許権	6 件	1 件
実用新案権	—	—



## 6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

### (1) 平成 22 年度末における財政状態について

当機構における法人単位全体の資産は、約 3,074 億円となっています。これを各勘定別にみますと、基金勘定の約 1,096 億円が全体の 36%を占めています。

<各勘定別の財政状態>

(単位：百万円)

	公害健康被害 補償予防業務勘定	石綿健康被害 救済業務勘定	基金勘定	承継勘定	調整	法人単位
資産の部	60,049	57,150	109,558	80,648	—	307,404
負債の部	14,159	57,111	95,530	69,931	—	236,731
純資産の部	45,889	39	14,028	10,717	—	70,673
負債純資産合計	60,049	57,150	109,558	80,648	—	307,404

### (2) 当機構における平成 22 年度における経営成績について

当機構の法人単位全体における経常収益は、約 706 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、公害健康被害補償予防業務勘定の約 501 億円が全体の 71%を占めています。

一方の経常費用においては、法人単位全体で約 692 億円、経常収益と同様に公害健康被害補償予防業務勘定における約 503 億円が全体の 73%を占めています。

さらに法人単位全体の当期総利益は約 16 億円となっており、主なものは承継勘定で全体の 97%を占めています。なお、当機構では機構法第 12 条及び同法附則第 7 条に基づき区分経理することとなっておりますので、各勘定別の詳細につきましては、36 ページの「第二部 発行者情報 第 2 事業の状況 1. 業績等の概要」をご参照ください。

<各勘定別の経営成績>

(単位：百万円)

	公害健康被害 補償予防業務勘定	石綿健康被害 救済業務勘定	基金勘定	承継勘定	法人単位
経常収益	50,086	3,569	2,463	14,447	70,565
経常費用	50,285	3,569	2,463	12,904	69,221
経常利益又は損失	△199	—	—	1,543	1,344
臨時利益	222	—	—	—	222
前中期目標期間繰越 積立金取崩額	31	—	—	—	31
当期総利益	54	—	—	1,543	1,597

### (3) 当機構における平成 22 年度におけるキャッシュ・フローの状況について

当機構の法人単位全体における業務活動によるキャッシュ・フローは、約 352 億円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローは約 324 億円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは約 188 億円の減少となっています。その結果、資金減少額が約 161 億円となり、資金期末残高は約 247 億円となっています。

<各勘定別のキャッシュ・フローの状況>

(単位：百万円)

	公害健康被害 補償予防業務勘定	石綿健康被害 救済業務勘定	基金勘定	承継勘定	法人単位
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	△14	7,812	8,443	18,921	35,162
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	691	△7,220	△26,120	208	△32,441
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	82	△18,921	△18,839
IV 資金増加額又は減少額	677	591	△17,595	209	△16,118
V 資金期首残高	1,032	1,167	37,999	605	40,801
VI 資金期末残高	1,709	1,758	20,403	814	24,684

#### (4) 当機構における平成 22 年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、企業会計原則に準拠した独立行政法人会計原則に基づく財務書類において作成しております。

行政サービス実施コストは国民の将来の負担や内在的な損失等を明確にするため将来生じ得るリスクについても民間企業と同様の評価を行い、また、通常コストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用についてもコストとして認識しております。

<各勘定別の経営成績>

(単位：百万円)

	公害健康被害 補償予防業務勘定	石綿健康被害 救済業務勘定	基金勘定	承継勘定	法人単位
I 業務費用	10,412	3,382	2,028	△1,842	13,981
II 損益外減価償却相当額	0	—	—	—	0
III 引当外賞与見積額	1	4	△0	△1	4
IV 引当外退職給付増加見積額	7	30	9	△6	40
V 機会費用	76	0	118	7	201
VI 行政サービス実施コスト	10,496	3,417	2,155	△1,843	14,226

## (5) 独立行政法人評価委員会における業績評価について

各事業年度に係る業務の実績に関する評価について（平成 22 年度）

当機構は、通則法第 32 条に基づき、環境省に設置されている独立行政法人評価委員会の業績評価を受けています。以下は、平成 22 年度における当該評価結果を当機構が抜粋したものです。

平成 22 年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の評価書

総合評価：A

### 概 評

- 独立行政法人環境再生保全機構は、平成 16 年 4 月に旧公害健康被害補償予防協会と旧環境事業団を統合し、公害に係る健康被害の補償及び予防、環境の保全に関する民間団体の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより、良好な環境の創出と環境の保全を図ることを目的として設立された。
- その後、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、平成 18 年 3 月から石綿健康被害救済業務が新たに追加された。
- 平成 22 年度においては、年度計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項について、十分な成果を上げており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

### 業務の質の向上に関する事項

- 公害健康被害補償業務については、補償等に必要な汚染負荷量賦課金の徴収が計画どおり行われている。また、納付義務者や都道府県等に対する的確な指導、利便性の向上への取組及び事務処理の効率化が図られている。
- 公害健康被害予防事業については、行政刷新会議をはじめとした外部からの指摘事項等に迅速に対応し、事業の効率的かつ効果的な実施が確保されている。また、事業参加者に対するアンケート調査に基づき満足度やニーズを把握し、事業内容に反映させ、事業の改善が進められている。しかしながら、研修事業においては、参加者の満足度は高いものの受講者数が少ないなど、事業内容の更なる精査が必要である。さらに社会情勢の変化を踏まえた予防事業のあり方についても検討すべきと思われる。
- 地球環境基金業務については、国の政策目標等に沿った重点化への取組や、利用者の利便性向上のための努力が認められた。また、助成事業における事後評価が適切に実施されている。なお、募金活動を積極的に実施したことにより、寄附件数は基金創設以来最大となったが、金額は昨年度より減少しており、より一層の努力を期待する。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務については、昨年度の評価委員会からの指摘に基づきホームページの改善を行うなど、適切に成果を上げている。
- 維持管理積立金の管理業務については、資金の運用、積立金の管理、積立者への運用状況の報告等が、適正に実施されている。
- 石綿健康被害救済業務については、救済制度について確実かつ広範な広報活動を実施するとともに、被害者の認定について迅速な処理が行われている。また、指定疾病の追加に適切に対応するなど、着実な成果を上げている。

### 機構の組織・業務の運営に関する事項

- 平成 22 年度は、業務体制の効率化を行い予防事業において 1 課削減するなど業務体制の効率化が進められている。また、内部統制基本方針を策定し、理事長のリーダーシップが発揮できる環境整備の強化を実施するなど内部統制機能の強化に向けた取組を行うとともに、情報セキュリティ体制の強化が図られている。リスク管理等については、社会情勢の変化を踏まえた見直しを今後とも継続する必要がある。
- 経費の効率化・削減については、一般管理費及び業務経費ともに目標を上回る削減を行うとともに、その増減内容が明らかにされている。今後も、事業の外部委託等、経費の削減に努力することが望まれる。
- 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)」に基づき設置した契約監視委員会による、契約内容の点検が適切に実施されている。また、契約の透明性の確保・相互牽制の観点から契約担当部以外の職員を審査に加えるなど適正な契約事務に取り組んでいる。
- 業務における環境配慮については、電気使用量の削減による温室効果ガスの排出削減等に取り組み前年度以上の成果を上げている。また、環境報告書を作成するなど、業務は適切に実施されている。

なお、当機構の業務実績報告書の全文につきましては、

当機構ホームページ (<http://www.erca.go.jp/koukai/low22.html>) に掲載しています。

また、当機構の業務実績評価書の全文につきましては、

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html>) に掲載されています。